一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る添付書類

《申請者が法人の場合》

- 1 現在の許可証の写し ※更新の場合のみ添付
- 2 事業の用に供する施設の概要(指定様式)
- 3 事業計画の概要を記載した書類
 - ・ごみ種別毎にフロー図等を作成し処分先を明記すること。
 - ・再利用・再資源化を図るものはその旨明記すること。
 - ・排出事業者毎に、廃棄物の種類、処理量(t/年)を明らかにすること。
- 4 定款 (原本証明すること) 及び商業登記簿謄本
- 5 役員に関する次の書類
 - 役員名簿
 - ・履歴書(市販のもので可。最終学歴以降の履歴記載のもの。写真添付)
 - ・住民票(本籍地が記載されているもの)の写し又は外国人登録証明書
 - ・身分証明書 ※本籍地の市町村へ申請
 - ・登記されていないことの証明書 ※地方法務局(郵送の場合:東京法務局)へ申請
- 6 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき) ※役員と重複する場合は省略可
 - ・個人の場合:前号と同様に、住民票、身分証明書、登記されていないことの証明書
 - ・法人の場合:商業登記簿謄本
- 7 法人の印鑑登録証明書
- 8 従業員名簿及び免許証(住所変更がある場合はウラ面も)の写し
- 9 欠格条項に該当しない旨の申告書(役員全員)
- 10 直前2年(新規3年)分の貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳を含す。)
 - ※損失決算がある場合には、今後3年間の経営改善計画を記載した書類を添付すること。
- 11 直前2年(新規3年)分の法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書(課税額及び納税額を確認できるもの)
 - ※未納がある場合は、受付をしない。
- 12 事業の用に供する車両の自動車検査証の写し及びその写真(デジカメ可)
 - ・写真は、正面、側面、後面から撮影したものを1枚ずつ(合計3枚)添付すること。
 - ・ナンバー及び社名(屋号)や、許可車両表示が確認できるように撮影すること。
 - ・運搬の際に容器を使用する場合は、その容器の写真を添付すること。
- 13 申請者が前号に掲げる車両の所有権を有しない場合には、当該車両を使用する権原を有することを証する書類(賃貸借契約書等の写し)
- 14 事業の開始(許可取得後)に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類・事業の開始に資金を要しない場合は、その旨を記載すること。
- 15 事業経歴書
- 16 他の自治体から一般廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し
- 17 産業廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し
- 18 環境大臣が認定する一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業に関する講習会の修了証の写し
- 19 事務所付近の見取り図(ゼンリン等の貼り付け可)
- 20 運搬車両の車庫施設の平面図及び付近の見取り図(ゼンリン等の貼り付け可)
- 21 事務所及び車庫に使用する土地の登記簿謄本
 - ・所有権を有しない場合には、謄本と当該土地を使用する権原を有することを証する書類 (賃貸借契約書等の写し)
- ※添付書類は、上記に記載された順に添付すること。
 - なお、 で網掛けした書類等は前回の更新申請時点と変更がない場合は省略しても差し支 <u>えない。</u>
- ※申請書は、A4サイズのファイルに綴じ、表紙及び背表紙に件名及び会社名を明記すること。

一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る添付書類

《申請者が個人の場合》

- 1 現在の許可証の写し ※更新の場合のみ添付
- 2 事業の用に供する施設の概要(指定様式)
- 3 事業計画の概要を記載した書類
 - ・ごみ種別毎にフロー図等を作成し処分先を明記すること。
 - ・再利用・再資源化を図るものはその旨明記すること。
 - ・排出事業者毎に、廃棄物の種類、処理量(t/年)を明らかにすること。
- 4 履歴書(市販のもので可。最終学歴以降の履歴記載のもの。写真添付)
- 5 住民票(本籍地が記載されているもの)の写し又は外国人登録証明書
- 6 身分証明書 ※本籍地の市町村へ申請
- 7 登記されていないことの証明書 ※地方法務局 (郵送の場合:東京法務局) へ申請
- 8 印鑑登録証明書
- 9 従業員名簿及び免許証(住所変更時はウラ面も)の写し
- 10 欠格条項に該当しない旨の申告書
- 11 直前 2 年分の所得税、県民税、市町村民税の納税証明書 (課税額及び納税額を確認できるもの)
 - ※未納がある場合は、許可をしない。
- 12 資産(不動産、預貯金等)に関する調書 ※資産証明書、残高証明書など
- 13 事業の用に供する車両の自動車検査証の写し及びその写真(デジカメ可)
 - ・写真は、正面、側面、後面から撮影したものを1枚ずつ(合計3枚)添付すること。
 - ・ナンバー及び社名(屋号)や、許可車両表示が確認できるように撮影すること。
 - ・運搬の際に容器を使用する場合は、その容器の写真を添付すること。
- 14 申請者が前号に掲げる車両の所有権を有しない場合には、当該車両を使用する権原を有することを証する書類(賃貸借契約書等の写し)
- 15 事業の開始(許可取得後)に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - ・事業の開始に資金を要しない場合は、その旨を記載すること。
- 16 事業経歴書
- 17 他の自治体から一般廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し
- 18 産業廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し
- 19 環境大臣が認定する一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業に関する講習会の修了証の写し
- 20 運搬車両の車庫施設の平面図及び付近の見取り図(ゼンリン等の貼り付け可)
- 21 車庫に使用する土地の登記簿謄本
 - ・所有権を有しない場合には、謄本と当該土地を使用する権原を有することを証する書類 (賃貸借契約書等の写し)
- ※添付書類は、上記に記載された順に添付すること。
 - なお、 で網掛けした書類等は前回の更新申請時点と変更がない場合は省略しても差し支 えない。
- ※申請書は、A4サイズのファイルに綴じ、表紙及び背表紙に件名及び会社名(屋号)を明記すること。